

ウェビナー傍聴レポート

IETA ライブシリーズ-6 条のビジネスへのリスクを回避する：課題と解決策の提案

IETA LIVE SERIES - DE-RISKING ARTICLE 6 FOR BUSINESS: CHALLENGES AND PROPOSED SOLUTIONS

(一社) 海外環境協力センター (OECC)

- タイトル: IETA LIVE SERIES - DE-RISKING ARTICLE 6 FOR BUSINESS: CHALLENGES AND PROPOSED SOLUTIONS
- 日時: 2021 年 5 月 11 日 (月) 23:30-25:00 JST
- 主催: International Emissions Trading Association (IETA)
- スピーカー: Dirk Forrister, President & CEO, IETA; Stefano De Clara, Director, International Policy, IETA (Moderator); Rick Saines, Partner, Pollination; Marisa Martin, Executive Director, Pollination; Kelley Kizzier, Associate Vice President, International Climate Environmental Defense Fund; Chandra Shekhar Sinha, Adviser, Climate Change Group, Sustainable Development Practice, World Bank; Amy Steen, Legal Officer, UNFCCC; Lisa DeMarco, Senior Partner and CEO Resilient
- 参加者数: 不明
- 概要:

本ウェビナーでは、IETA と Pollination は Children's Investment Fund Foundation の支援により、パリ協定 6 条 2 項における ITMO 取引の法的リスクを分析したレポート「[Legal Gap Analysis for transactions –In Preparation for Article 6-](#)」について紹介された。同レポートは、民間セクターが直面するリスクにフォーカスし、ITMO 取引の各ステップにおけるリスクを特定し、様々なリスク軽減策を提案している。

主なリスクとして、1) ホスト国による ITMO 承認、2) ホスト国による 6 条データベースへの報告、3) ホスト国による隔年透明性報告書の提出、4) ホスト国による NDC 目標達成、5) 緩和成果の環境十全性の確保、に失敗することが挙げられた。

これらリスクへの軽減策には、契約的措置と構造的メカニズムによる措置が想定される。契約的措置としては、ITMO の販売側と購入側における調達契約において、ホスト国による ITMO の承認や相当調整などの必要手続きを円滑に進める、もしくは手続きの失敗に対処する対策が提案された。次に構造的メカニズムによる措置としては、特に複数のレジストリを連結したメタレジストリの構築による透明性の向上や ITMO 売買に関わるプレイヤーが参加するマーケットクラブの設立とクラブルール の策定によるリスク軽減が有効な措置として提案された。

ディスカッションでは、効果的なメタレジストリのあり方、6 条 4 項メカニズムにおけるリスク、6 条の実施に向けた COP26 での交渉の役割などについて議論が行われた。

※本ウェビナーの関連資料及び録画は [IETA のウェブページ](#) から閲覧可能。

■ **発表：開催挨拶と導入 [Dirk Forrister, President & CEO, IETA]**

- ✓ パンデミックの影響によりパリ協定 6 条の交渉がどう進展するか不透明だが、IETA は年末の COP26 で交渉が決着することを期待している。
- ✓ 6 条の交渉は続いているが、各国が協力の取組を進めることは自由であり、実際にそのような動きが見られる。例えば、スイスはペルー及びガーナとの協力的アプローチを実施しており、そこから多くの教訓が得られるだろう。
- ✓ 今回、Children’s Investment Fund Foundation の支援により、IETA と Pollination で作成した「[Legal Gap Analysis for transactions –In Preparation for Article 6-](#)」では、6 条の法的分析を行った。本レポートでは、初期のクレジット取引に伴う法的リスクに対処するための契約的措置及び新たな対策の手法を取り上げている。
- ✓ 本レポートにより 6 条の交渉結果を決めてかかる意図はないが、実際のプロジェクト実施には長い時間が必要であるため、時間を浪費するべきではない。そのため、今こそ新たな手法の検討を開始するタイミングであり、それにより投資家の信頼を後押ししたい。

■ **発表：[Marisa Martin, Executive Director, Pollination]**

[本レポートにおける仮定条件と検討範囲]

- ✓ 本レポートは以下の仮定条件と対象範囲について分析を行った。
 - ・ 6 条 2 項の ITMO の一次市場のみ分析対象とし、6 条 4 項は対象外とする。また、二次市場、CORSIA、自主的炭素市場、REDD+についても扱わない。
 - ・ 本分析は COP25 で作成された 6 条 2 項のドラフトガイダンスに基づいている。

[6 条 2 項の ITMO 移転のステップ]

- 1) クレジット販売者はホスト国から緩和成果の ITMO としての承認を得る。（おそらく移転前）
- 2) クレジット販売者は購入者（政府／第三者）の登録簿に ITMO を移転する。（契約上の日付）
- 3) 当事者政府は UNFCCC6 条データベースに ITMO 移転及び相当調整を報告する。（1 年毎）
- 4) 当事者政府は隔年透明性報告書で NDC 進捗、相当調整、ITMO 移転を報告する。（2 年毎）
- 5) 当事者政府は NDC の対象期間終了時に NDC 目標の達成状況を報告する。（2030 年）

[ITMO 移転における民間クレジット販売者への主なリスク]

- ✓ クレジット販売者がホスト国から緩和成果の ITMO としての承認を取得することに失敗する：特に民間のクレジット販売者にとって重要な問題で、ホスト国の承認レターにより緩和成果を ITMO とし示せる。承認レターの具体的な形態やプロセスについて、各国が検討している段階である。
- ✓ ホスト国が相当調整の適用もしくは 6 条データベースへの報告に失敗する：ITMO の移転と相当調整の適用及び UNFCCC への報告にはタイムラグがあり、ホスト国政府が実施するものであることから、民間販売者は対処できない。相当調整の失敗により ITMO 移転が無効になるわけではないが購入者のレピュテーションリスクと ITMO の価値に悪影響を及ぼす。
- ✓ ホスト国が隔年透明性報告書の提出もしくは NDC 目標達成への進捗を示すことに失敗する：ITMO の移転と隔年透明性報告書の提出にはタイムラグがある。報告書では、NDC 目標の達成

状況を示す必要があるが、進捗が芳しくない場合は、購入者へのレピュテーションリスクが発生する。

- ✓ ホスト国が NDC 目標達成に失敗する：ホスト国による ITMO の売り過ぎにより、NDC 目標の達成ができない可能性があり、購入者へのレピュテーションリスクが発生する。また、野心の強化のためのツールとしての 6 条の位置付けにリスクが生じる。
- ✓ 緩和成果の環境十全性が損なわれる：環境十全性の定義はホスト国もしくは購入者により定義され、ITMO 承認の要件に含まれる可能性がある。この問題は、購入者へのリスクと ITMO の価値へ悪影響を及ぼす。
- ✓ 個別の取引のリスクに関しては契約的措置により対処できるところもあるが、クレジットの売り過ぎなど、仕組み全体のリスクについてはより構造的な対策が必要である。

■ 発表：[Rick Saines, Partner, Pollination]

[ITMO 移転リスクの対策オプション]

- ✓ クレジット取引が、国対国、国対民間、民間対民間で行われるかによってリスクは異なり、相当調整などの国側でしか実施できないステップ、民間セクター側で契約的措置によりコントロールできるステップも存在する。デフォルトに対する伝統的な契約的措置にフォーカスするだけでなく、6 条システム全体の円滑な実施のための関係者の利害一致とインセンティブの促進が必要である。

[契約的措置によるリスクの軽減]

- ✓ 適切なデューデリジェンス：ホスト国による ITMO 承認のあり方などが挙げられる。
- ✓ 適格性要件の明示：ホスト国の 6 条への参加要件を満たしているかなどが挙げられる。
- ✓ 段階的な支払いスケジュールの設定：複数の作業ステップに対して一括ではなく、段階的に支払う。カリフォルニア州の炭素市場では妥当性確認及び検証のリスクを想定して、部分的な支払いを行う方法が取られている。
- ✓ 購入者による購入の一時停止が可能であること：オフセットプロジェクトへの投資から複数年に渡るクレジット創出が想定されるが、ホスト国の 6 条報告や隔年透明性報告書が適切にされない場合に購入と支払いを停止する。
- ✓ NDC の実行計画：ホスト国の相当調整、6 条報告、隔年透明性報告書などが適切に行われるように、購入側と創出側が共同で計画を立てる。
- ✓ 伝統的な対処方法：最終的な措置として、契約不履行、契約解除、損害賠償を適用する。

[構造的メカニズムによるリスクの軽減]

- ✓ メタレジストリ：透明性を強化し、更に移転と相当調整のタイムラグを削減できる可能性がある。
- ✓ 自己保険プール：相当調整済みの ITMO をバッファーとしてプールしておき、有事に活用する。
- ✓ 政治リスク保険：世界銀行の多数国間投資保証機関（Multilateral Investment Guarantee Agency: MIGA）が、この問題を対象とした商品開発を行う可能性がある。
- ✓ 購入者クラブ：関係政府を中心にクラブを設立し、リスク軽減及び環境十全性確保のためのクラブルールを策定する。民間プレイヤーの参加も想定される。
- ✓ 当事者国による緩和取組タイプ別ポジティブリストの事前承認：事前承認により、民間プレイヤーが安心して取引を行うことを可能にする。スイス及び日本の 6 条の取組はモデルとなりえる。

■ ディスカッション :

[Lisa DeMarco, Senior Partner and CEO Resilient]

- ✓ 実際のクレジット取引に責任を持つのはレジストリよりも契約的措置であり、レジストリにより政治方針の変更などのリスクに対応することについては実効性を考慮して慎重に検討すべきである。

[Amy Steen, Legal Officer, UNFCCC]

- ✓ 様々なタイプの ITMO が想定されるが、その区別をどのように行うべきか。例として、スーパーマーケットで子供に果物を選ばせたら、果物ジュースを持ってきた場合、果物として許容するかどうか？ ITMO の様々な情報について熟知し、取引を行うことがリスク回避のために重要である。

[Chandra Shekhar Sinha, Adviser, Climate Change Group, Sustainable Development Practice, World Bank]

- ✓ 6 条 2 項のリスクは、国レベルで様々なルールが決定される非中央集権型の仕組みであることに起因している。構造的メカニズムとしてのメタレジストリ構築の発想は、世界銀行の Climate Warehouse にもつながる。注意すべき点は、Climate Warehouse は正確には情報のメタレイヤーで、メタレジストリではない。複数のレジストリを連結することで、情報公開し、透明性を高められる。
- ✓ マーケットクラブの形成は、国際交渉で決定がなされない状況でも、同じ方針を持つ国々が集まることで、様々な課題を解決することを可能にする。また、クラブは購入者だけでなく販売者側も参加できる政策的枠組みであるべきである。

[Kelley Kizzier, Associate Vice President, International Climate Environmental Defense Fund]

- ✓ 6 条 2 項は必ずしも非中央集権型の取組ではなく、例えば 6 条 4 項として中央で承認されたクレジットが ITMO として移転される可能性がある。しかし、非中央集権型の取組も許可されているため、適切なデューデリジエンスにより、購入するクレジットがどのようなものを把握することが必要である。そのためにマーケットクラブで、環境十全性等に関する基準を作成することが想定される。
- ✓ 環境十全性の観点からは、クレジットが使用されるかどうか関係ない。環境十全性の価値を活用したい購入者が多くいることは承知しているが、環境十全性はホスト国に属するものである。
- ✓ 唯一のレジストリが構築されることが理想的であり、そのために契約と取引をトラックできるメタレジストリが想定される。Climate Warehouse はこれとは異なる情報のメタレイヤーと思われるが、透明性向上の観点から歓迎する。

Q1 : カーボンのクレジットは ITMO の要素の一部と解釈すべきなのか？

A1 (Kelley Kizzier, Amy Steen) : ITMO はカーボンのクレジットの場合もあるが、それに限定されない。クレジットではなく、リンクされた 2 つの排出量取引制度においてアカウンティングの調整を行うようなケースも想定される。

Q2 : 今回 6 条 2 項に関して検討したリスクは、6 条 4 項にはどのように当てはまるか？

A2-1 (Rick Saines) : 6 条 4 項メカニズムは環境十全性やいくつかの要件について対処することができるが、

6 条 2 項と同様に隔年透明性報告書や当事者国による調整を行い、最終的に NDC 達成へ反映することが必要であり、それらのリスクは変わらない。

A2-1 (Kelley Kizzier) : 6 条 4 項は削減量の認証に関して対処でき、独自の認証の仕組みを構築しない国にとって有用な透明性の高い中央集権型メカニズムとなる。しかし、認証量が国際移転され、6 条 2 項の枠組みを適用する段階では、その扱いについて合意されておらず、相当調整の適用範囲などについて様々な意見があるのが現状である。

A2-3 (Amy Steen) : 留意すべき点として、6 条 4 項メカニズムは CDM とは異なり、民間セクターの投資を活用して世界全体の緩和を促進するという趣旨がある。そのため、6 条 4 項クレジットを購入することには、アカウンティングのあり方に関わらず、ベネフィットが存在するはずである。6 条 4 項クレジットへのホスト国の認証の是非について、COP26 で想定される決定内容としては、購入者はクレジットの相当調整の有無の選択が要求される仕組みが考えられる。

A2-4 (Chandra Shekhar Sinha) : 認識しておくべき論点としては、いくつかの国が NDC の範囲外となるセクターにおける緩和成果については、相当調整を必要としないと主張していることである。

Q3 : 6 条のリスクとして、6 条がそもそも持っているリスクと現在の COP 交渉の状況に由来するリスクの 2 種類があるが、COP26 での交渉によりどのようなリスクが想定されるか？

A3-1 (Kelley Kizzier) : 最終的には、相当調整の有無やアカウンティングのあり方は、国が対処する問題である。重要なのは、喫緊の気候アクションへの投資であり、アカウントの問題ではなく、高品質な取組を選んでいくことである。

A3-2 (Rick Saines) : いくつかの国は協力的アプローチのパイロットプロジェクトを実施して民間セクターを巻き込んでおり、民間セクターの 6 条 2 項への参加は促進されていこう。ここで疑問なのは、仮に COP26 の交渉で上手く合意できた場合、6 条のシステムが完全に機能するのはいつになるか、である。

A3-3 (Amy Steen) : 速やかな実施のために COP26 でできることとして、CDM 理事会に類似した 6 条 4 項の監督機関に多くのタスクを委託することである。6 条 2 項の実施に向けたタスクとして、6 条レビューのあり方を検討する必要がある。6 条レビューの詳細が決まれば、各国が ITMO を報告することが可能になる。

A3-4 (Chandra Shekhar Sinha) : 一般的には、過去 20 年間は公的セクターが民間セクターをリードして規制の枠組みや取組を進めてきた。現状はこの反対で、民間セクターはその積極的な取組で公的セクターを追い越しており、少なくとも今後 5 年間は自主的炭素市場が規制の枠組みをリードしていこう。ここでのリスクは、交渉が公的セクターのコンセンサスに向かって進むことであり、気候変動対策にとって必須な民間セクターの取組を促進するために、公的セクターがキャッチアップすることが必要である。

作成 : 渡辺 潤